

別冊資料③

令和3年度
第1回 船橋市パラスポーツ協議会

別冊資料③

第二次船橋市生涯スポーツ推進計画（骨子案）

骨子案

2021/10/27時点

第 二 次
船 橋 市
生 涯
ス ポ ー ツ
推 進 計 画

船橋市教育委員会 生涯スポーツ課

令和4年（2022）年3月

はじめに



目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 国や千葉県の動向	2
3. スポーツの捉え方	3
4. 計画の位置づけ	4
5. 計画の期間	5
6. 計画の評価	5
第2章 船橋市の現状と課題	6
1. 船橋市のスポーツ施設	6
2. 船橋市の学校等体育施設	8
3. 船橋市内のスポーツ関係団体	9
4. 第一次船橋市生涯スポーツ推進計画の成果	10
5. 現状と課題	12
第3章 計画のめざすべき姿	18
1. めざすべき姿	18
2. 基本施策	18
3. 基本姿勢	19
4. 数値目標	19
5. 施策の体系図	20
第4章 施策の展開	21
基本施策1 市民のスポーツに対する意識改革と、市民が生活の中でスポーツに親しめる機会の充実	21
基本施策2 市民が生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境の整備	21
基本施策3 地域住民が行うスポーツイベントの支援と人材の育成	21
参考資料	22

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

船橋市では、「人もまちも健康でありたい」との願いから、昭和58年（1983年）10月に「スポーツ健康都市宣言」を行い、市民力を活かした指導員の育成や、身近な場所でスポーツに親しめる場所の整備、地域でスポーツに親しめるイベントの支援を行い、市民一人一人がスポーツに親しむことのできる環境づくりを行ってきました。

平成14年（2002年）に船橋市で初めて市民のスポーツ振興に関する計画である、「船橋市生涯スポーツ振興計画」を策定し、その後、平成27年（2015年）4月に「船橋市生涯スポーツ推進計画」を策定しました。

第一次船橋市生涯スポーツ推進計画は、平成27年（2015年）度から令和元年（2019年）度までの5年間の計画で進行管理を行っていましたが、令和元年（2019年）度に生涯スポーツ推進計画の上位計画である、船橋市総合計画及び船橋市生涯学習基本構想・推進計画と整合を図るために1年、第二次船橋市生涯スポーツ推進計画の策定期間の延期及び第一次船橋市生涯スポーツ推進計画の計画期間を延長しました。

令和2年（2020年）度は新型コロナウイルス感染症の影響により、船橋市総合計画等の市政に係る重要な計画の策定期間が延期されたことに合わせ、さらに1年、第二次船橋市生涯スポーツ推進計画の策定期間の延期及び第一次船橋市生涯スポーツ推進計画の計画期間を延長し、令和4年（2022年）度から開始する「第二次船橋市生涯スポーツ推進計画」を策定しました。

船橋市スポーツ健康都市宣言

私たち船橋市民は、地域に根ざしたスポーツ活動を通じて健康で豊かな心とからだを育て、活力ある近代的な都市をめざして、ここにスポーツ健康都市を宣言します。

- 市民一人ひとりがスポーツに親しみ、健康な生活を営もう。
- みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり、こどもを健やかに育てよう。
- スポーツを通じて、いきいきとした地域の輪を広げよう。
- スポーツを通じて多くの仲間とふれあい、はずむ心を世界に伸ばそう。

2. 国や千葉県の動向

今後の状況で修正します。

(1) . 国の動向

国は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に基づき、令和3年度（2021年）までの5年間ににおけるスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針として、平成29年（2017年）3月に第2期スポーツ基本計画を策定しました。第2期スポーツ基本計画は、令和3年（2021年）度が計画期間の終期となることから、現在、第3期スポーツ基本計画の策定に向けて取り組んでいるところです。

第2期スポーツ基本計画では「スポーツの価値」について、「スポーツで人生が変わる」、「スポーツで社会を変える」、「スポーツで世界とつながる」、「スポーツで未来を創る」という4つの観点で、「スポーツ参画人口」を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことが基本方針として提示されています。

また、平成30年（2018年）に、国民全体の週1回以上スポーツ実施率の向上のための新たなアプローチや、即効性のある取り組みを示した「スポーツ実施率向上のための行動計画～「スポーツ・イン・ライフ」を目指して～（平成30年9月）」を取りまとめました。

平成31年（2019年）には障害のある方がその個性や能力を生かして活躍できる場のより一層の拡大を目指すなかで、障害者活躍推進プラン5「障害のある人のスポーツ活動を支援する～障害者のスポーツ活動推進プラン～」を策定し、スポーツ参画人口の拡大にむけ、様々な取り組みが進められています。

(2) . 千葉県の動向

千葉県では「するスポーツ・見るスポーツ・ささえるスポーツ」が拡がりを見せる中、平成29年（2018年）4月に第12次「千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定しました。第12次計画は、令和3年（2021年）度が計画期間の終期となることから、現在、第13次計画の策定に向けて取り組んでいるところです。

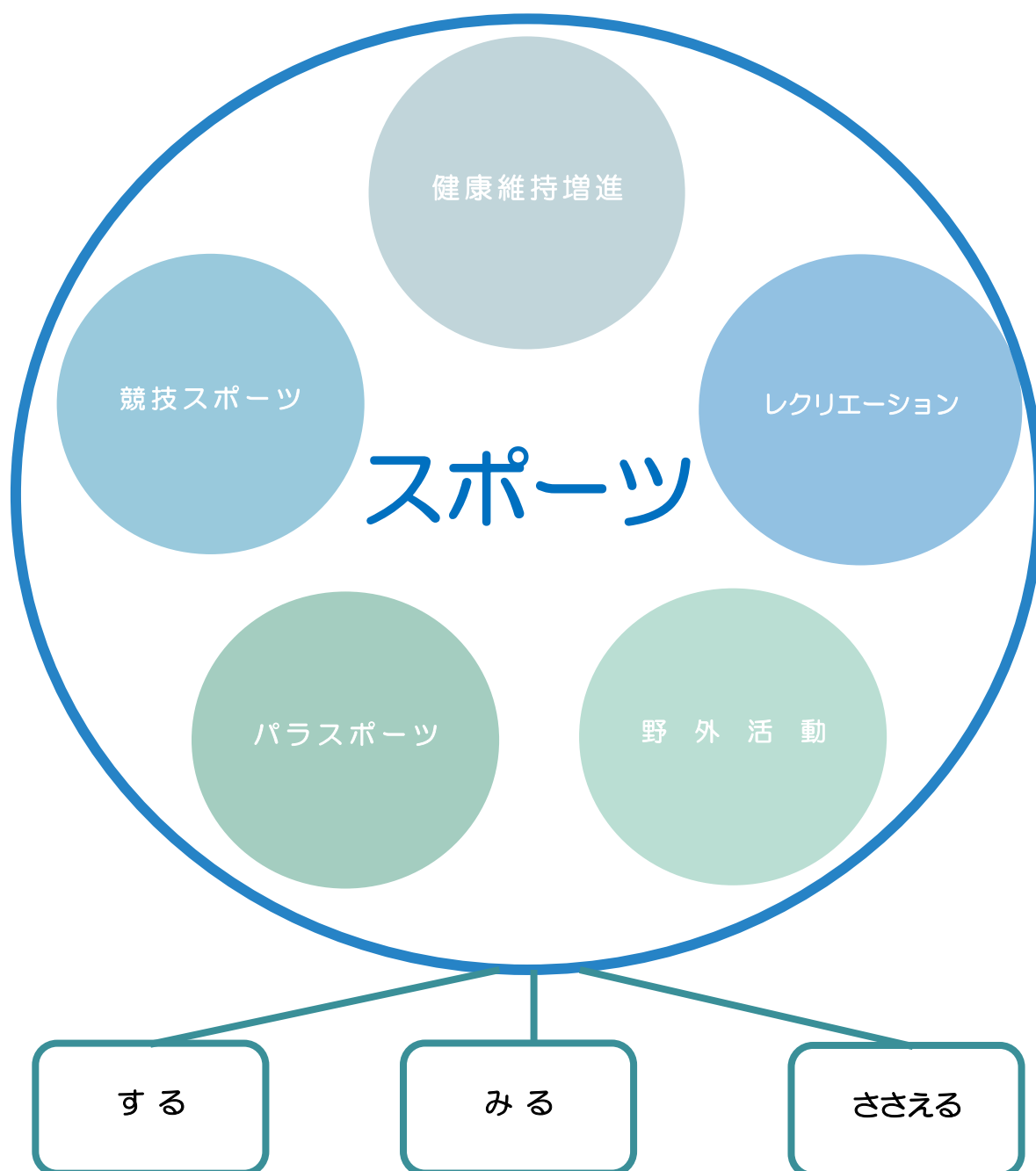
第12次計画においては、第11次計画の成果と課題を踏まえるとともに、約半世紀ぶりとなる東京2020オリンピック・パラリンピックが千葉県内でも開催されるこの期間を、スポーツの力が最大限に発揮される絶好の機会ととらえ、全ての県民が多面にわたるスポーツの価値を基盤にしながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う「スポーツ立県ちば」の推進を目指しています。

「子どもの体力向上と学校体育活動の充実」、「運動・スポーツを楽しむための健康・体力づくり」、「スポーツ環境の整備」、「競技力の向上」、「東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの推進」、「スポーツによる地域づくりの推進」の6つの施策を掲げ、様々な取組が進められてきています。

3. スポーツの捉え方

スポーツは、「する」「みる」「ささえる」といろいろな形で誰しものが気軽に楽しめるものです。また、一定のルールに基づいて勝敗や記録を競う競技スポーツだけでなく、ちょっとした空き時間を使ってのウォーキング、健康の維持増進や介護予防のための運動、自然と親しむ野外活動、レクリエーションなど気軽に楽しめるものです。

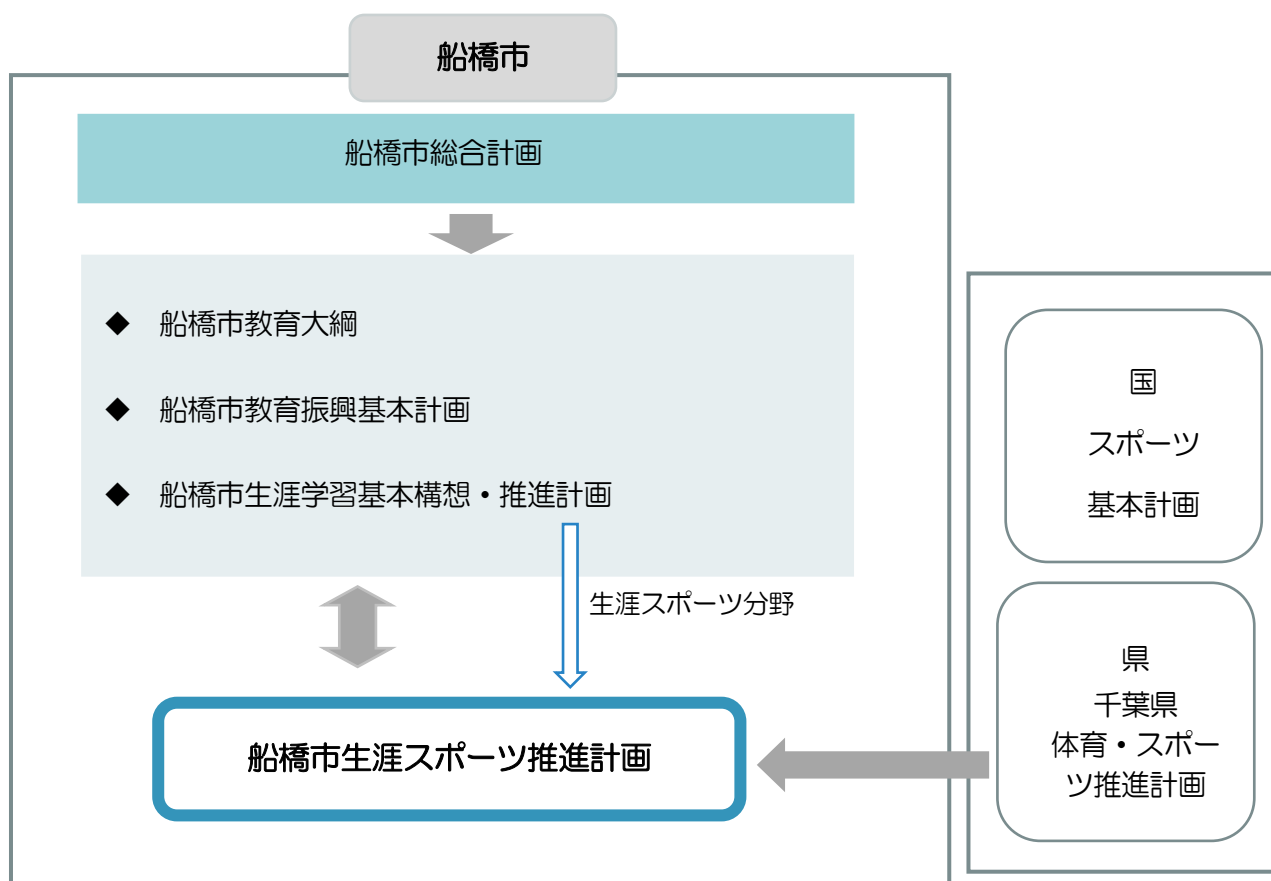
本計画では、スポーツをより生活に身近なものとし、これまでスポーツに縁のなかった人たちにも気軽にスポーツを楽しんでもらうため、スポーツの概念を幅広く捉えています。



4. 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法に基づき、国の「スポーツ基本計画」及び県の「千葉県体育・スポーツ推進計画」を参酌するとともに、船橋市の他計画との連携・整合を図りながら、船橋市の状況を踏まえ、市民のスポーツ活動を推進するための計画として位置づけます。

また、第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画において、生涯スポーツ推進計画は、生涯スポーツ分野に関する事業の推進を担うこととされています。



5. 計画の期間

第二次船橋市生涯スポーツ推進計画は、令和4年（2022年）度から令和8年（2026年）度までの5年間を見据えた計画です。

それぞれの施策を着実に推進するとともに、進捗状況については、船橋市スポーツ推進審議会に報告し、その意見を踏まえて、効果的な推進に努めます。

また、国・県の計画との整合性や社会情勢の変化等も踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

6. 計画の評価

本計画における各施策を効果的に実施していくために、各施策に対応する事業について、毎年度、各事業課へ「各施策対応事業管理表」による進捗状況調査を行い、施策の進捗状況を把握します。

管理表は、毎年度、船橋市スポーツ推進審議会に報告し、意見聴取の結果を事業所管課にフィードバックするとともに、指摘・提案事項等に基づいて管理表の更新をしていきます。

第2章 船橋市の現状と課題

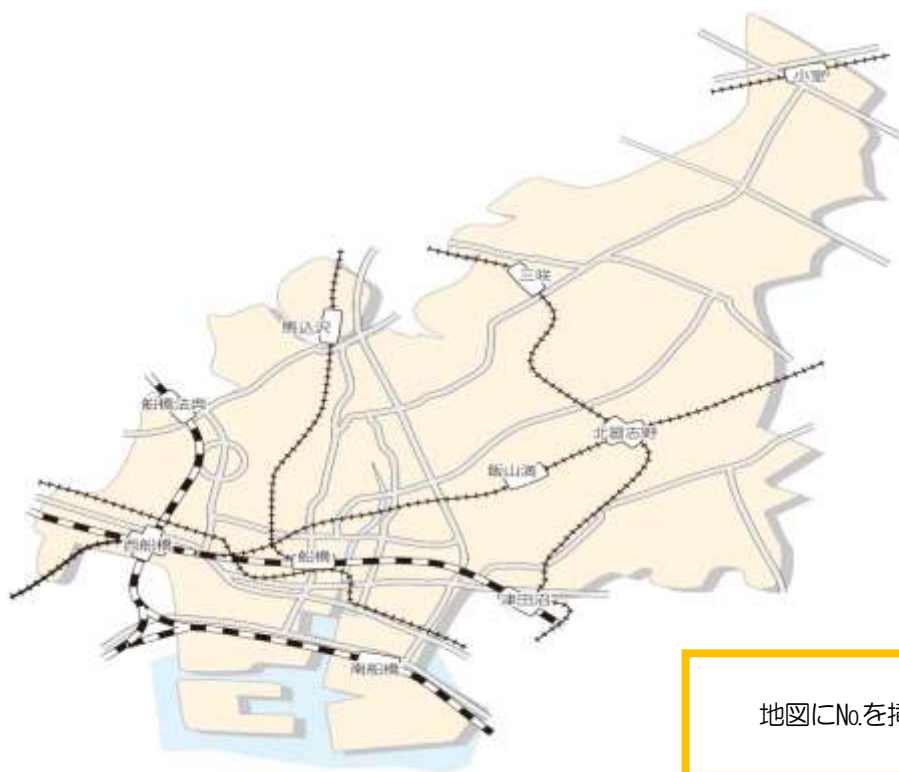
1. 船橋市のスポーツ施設

体育施設

種類	数	地図 No.	施設名	所在地
野球場	5面	①	運動公園（1面）	夏見台6-4-1
		②	若松公園（2面）	若松3-4-1
		③	高瀬町運動広場（1面）	高瀬町56
		⑯	ふなばし三番瀬海浜公園（1面）	潮見町40
少年野球場	7面	③	高瀬町運動広場（4面）	高瀬町56
		⑨	古和釜町運動広場（1面）	古和釜町787-16
		⑩	豊富運動広場（2面）	豊富町1456-1
テニスコート	35面	①	運動公園（5面）	夏見台6-4-1
		②	若松公園（2面）	若松3-4-1
		⑦	北習志野近隣公園（6面）	習志野台3-4-1
		⑧	高根木戸近隣公園（3面）	高根台5-3-1
		⑪	法典公園（13面）	藤原5-9-10
		⑯	ふなばし三番瀬海浜公園（6面）	潮見町40
球技場	2カ所	③	高瀬町運動広場	高瀬町56
		⑪	法典公園	藤原5-9-10
体育館	3館	①	運動公園	夏見台6-4-1
		⑬	総合体育館	習志野台7-5-1
		⑮	青少年会館	若松3-3-4
トレーニング室	2カ所	①	運動公園	夏見台6-4-1
		⑬	総合体育館	習志野台7-5-1
プール	2カ所	①	運動公園（屋外）	夏見台6-4-1
		⑬	総合体育館（屋内）	習志野台7-5-1
陸上競技場	1カ所	①	運動公園	夏見台6-4-1
弓道場	2カ所	①	運動公園	夏見台6-4-1
		⑬	総合体育館	習志野台7-5-1
武道場	2面	⑭	武道センター（2面）	市場1-3-1
相撲場	1カ所	⑭	武道センター	市場1-3-1
運動広場等	8カ所	①	運動公園	夏見台6-4-1
		④	高瀬下水処理場上部運動広場	高瀬町56-1
		⑤	行田運動広場	行田2-11-1
		⑥	藤原運動広場	藤原7-406-1
		⑦	北習志野近隣公園（6面）	習志野台3-4-1
		⑧	高根木戸近隣公園（3面）	高根台5-3-1
		⑪	法典公園	藤原5-9-10
		⑫	大穴多目的運動広場	大穴町644-18

まちかどスポーツ広場

地図 NO.	名称	所在地	施設の概要
■1	三山	三山6-2	腹筋ベンチ
■2	三田(団地分)	田喜野井2-29	
■3	田喜野井	田喜野井4-33-1	トイレ
■4	飯山満	七林町3-437-35	
■5	月見台	飯山満町3-1892	
■6	みのり台調整池	大穴北3-33	バスケットゴール
■7	大神保町	大神保町1342-1	駐車場14台、トイレ
■8	三咲	三咲4-10	
■9	金杉	金杉3-23	トイレ
■10	夏見台	夏見台5-14	バスケットゴール、トイレ
■11	旭町	旭町1-4	トイレ
■12	中山競馬場 古作第二駐車場	古作2-1	
■13	海神川左岸	海神町南1-1577-1	スライドベンチ、パラレルハンガー
■14	海神川右岸	海神町南1-1577-1	バネ付平均台、懸垂平行棒



2. 船橋市の学校等体育施設

市民の健康増進および生涯スポーツの普及振興を目的とし、市立小中学校等の体育施設を学校教育に支障のない範囲内で、スポーツ活動の場として開放しています。

開放方法

区分	体育施設	開放日時	開放期間	開放の単位	
小学校	運動場	開放校ごと	4月～3月	運動場及び体育館の使用時間は1団体1回につき3時間以内	
	体育館				
	プール		夏季休業中		
中学校	運動場		4月～3月		19時～21時の2時間
	体育館				
	運動場夜間照明灯		月曜日及び祝日の翌日を除く19時～21時		
高等学校	運動場	月曜日から金曜日の9時～15時	4月～3月	1団体1回につき3時間以内	

令和2年（2020年）度開放状況 () は特別支援学校

施設	小学校等	中学校	高等学校	計
運動場	55(1)	20	1	76(1)
体育館	55(1)	27	—	82(1)
プール	—	—	—	—
学校ナイター（運動場夜間照明灯）	—	10	—	10

3. 船橋市内のスポーツ関係団体

(1) . 船橋市スポーツ協会

船橋市スポーツ協会は、船橋市におけるスポーツ団体の統一組織として体育・スポーツの普及発展と市民のスポーツ活動を通じた健康づくりに寄与することを目的としています。

スポーツ大会の実施や、指導者の育成、加盟団体やスポーツ少年団の支援を行っています。

船橋市では52団体（令和3年（2021）年9月1日現在）の競技団体が加盟しています。

(2) . 船橋市スポーツ推進委員協議会

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づき市教育委員会から委嘱された非常勤の公務員です。船橋市のスポーツ事業への協力と、地域住民に対する実技指導、住民のスポーツ活動の推進のための組織の育成及びスポーツについての関心と理解を深める活動を行っています。

また、スポーツ推進委員相互の連絡調整を図るために、スポーツ推進委員協議会を設けています。協議会は地域コミュニティ別に5ブロック24地区に区分され、地域に密着した、様々なスポーツ推進活動を行っています。

船橋市では令和3年（2021年）9月1日現在192人（定員200人）のスポーツ推進委員が委嘱されています。

(3) . 総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブは、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで様々な種目にそれぞれのレベルに合わせて参加でき、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

船橋市には、「大穴スポーツクラブ」、「八木が谷スポーツクラブ」、「ならだいスポーツクラブあまなつ」、「薬円台みんなのクラブ」（令和3年（2021）年4月現在）が活動しています。

(4) . 社会教育関係団体（スポーツ関係団体）

社会教育関係団体とは、公の支配に属さない自主・自立した団体で、地域に積極的にかかわり、市民の学習活動・体育レクリエーション活動などの社会教育に関する事業を行うことを主目的とする団体です。

市内全域で活動するスポーツ関係団体は9団体、会員数は35,272人（（令和3年（2021）年度現在）です。※（1）船橋市スポーツ協会及び（2）船橋市スポーツ推進委員協議会を含みます。

団体の一つである、「船橋市スポーツと健康を推進する会」は、「スポーツの祭典」を開催する等、地域のスポーツ振興のため、幅広く活動しています。

4. 第一次船橋市生涯スポーツ推進計画の成果

第一次船橋市生涯スポーツ推進計画では、各施策に対応する事業について、以下の評価区分を使用して、平成27年（2015年）度から令和元年（2019年）度をとおした評価を行いました。ここでは、施策ごとに「A または B 評価」として事業の割合を算出し、方策全体の評価を行い、第一次船橋市生涯スポーツ推進計画の成果を検証しました。

【評価区分】

- A.目標に対し達成度が非常に高い・数値目標の場合、80%以上
- B.目標に対し達成度が高い・数値目標の場合、60%以上 80%未満
- C.目標に対し達成度がやや低い・数値目標の場合、40%以上 60%未満
- D.目標に対し達成度が低い・数値目標の場合、40%未満

第一次船橋市生涯スポーツ推進計画のめざすべき姿

市民一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでも気軽に楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動の場と機会が提供される状態

第1部 生涯スポーツ・レクリエーション推進体制の整備

少子・高齢化への進展、価値観の多様化の中、市民一人ひとりのスポーツを通じた人との交流や健康づくり、体力づくり、まちづくりの要求が高まる中、市民自らが積極的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組み、地域住民が主体となって推進していけるよう、スポーツ関係団体等との連携、指導者の養成と活用等を行い、スポーツ推進体制を充実させていきます。

さらに身近な公共施設でのスポーツ施設案内や予約等の効率化を促進すること、指定管理者制度の活用など、生涯スポーツ・レクリエーションの推進体制や基盤の整備・促進を図ります。

第2部 生涯スポーツ・レクリエーション活動の促進

市民のスポーツ・レクリエーションに対するニーズを把握し、体力等に応じて気軽に参加できるよう各種スポーツ教室、レクリエーション大会を開催し、地域ぐるみでスポーツ・レクリエーションが楽しめるよう活動機会の充実を図ります。

学校での体育・スポーツ活動を充実させ、競技力の向上ばかりでなく、観る側にも大きな感動や活力を与える競技スポーツの推進、高齢者や障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進します。

第3部 スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

市民が身近なところで気軽にウォーキングやランニングなどのスポーツ・レクリエーション活動を楽しむように既存の施設の整備・充実を図っていきます。

また、学校教育活動に支障のない範囲で、市内全小中学校及び特別支援学校で、運動場、体育館を開放し、地域住民のスポーツ活動の拠点となるよう、運営管理や積極的な学校体育施設開放の工夫改善に努めます。

多くの市民が市内スポーツ・レクリエーション施設でスポーツ等の活動ができるよう、民間企業や地域の大学などと連携・協力していきます。

	施策	AまたはB 評価の割合	Aまたは Bの数	事業の数
第1部	(1) 生涯スポーツ・レクリエーション推進体制の促進	60%	3	5
	(2) スポーツ・レクリエーション指導者の養成と活用	100%	5	5
	(3) 健康・体づくり環境の整備	100%	8	8
	(4) スポーツ・レクリエーション国際交流の推進	100%	2	2
第2部	(1) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の機会の拡充	100%	8	8
	(2) 学校での体育・スポーツ活動の充実	100%	9	9
	(3) 競技スポーツの充実	100%	5	5
	(4) 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動への参加の促進	100%	3	3
	(5) 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加の促進	100%	5	5
第3部	(1) スポーツ・レクリエーション施設の整備	100%	3	3
	(2) 学校体育施設の開放	100%	1	1
	(3) 民間スポーツ・レクリエーション施設、地域にある大学等との連携・協力	100%	3	3

第一次船橋市生涯スポーツ推進計画では、57事業のうち、55事業（96.4%）が「AまたはB評価」であり、方策全体としては順調に推進できたと考えられます。

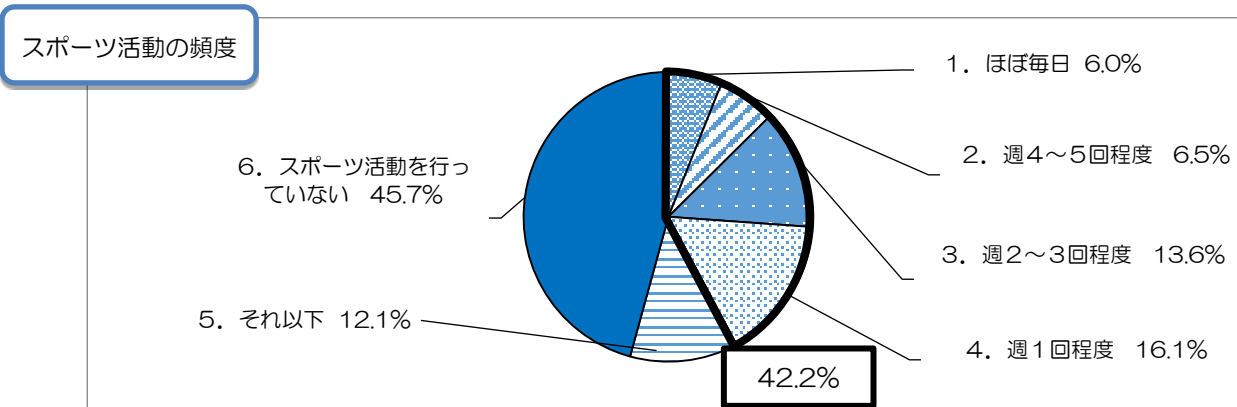
第1部(1)「生涯スポーツ・レクリエーション推進体制の促進について」のみ60%となっており、「総合型地域スポーツクラブの設立支援・育成」及び「総合型スポーツクラブ連絡協議会の支援」の達成度が低いことから、引き続き対策が必要であることが考えられます。（→第二次船橋市生涯スポーツ推進計画における対応施策：3-(1)-①）

5. 現状と課題

令和元年（2019年）度を実施した船橋市生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケートの調査結果及び各事業の評価等から、現状と課題を整理しました。

（1） スポーツ実施率

- 18歳以上の週1日以上スポーツ実施率は42.2%と平成25年（2013年）度に行った同アンケートの51.5%から9.3ポイント下がる結果となりました。また、国の第2期スポーツ基本計画における成人の週1回以上のスポーツ実施率目標値となる65%と比較しても大きく下回っています。スポーツ活動を行っていない市民は45.7%となっており、スポーツ活動を行っていない理由は、「運動をする機会がない」が42.9%、「忙しくて時間がない」が37.9%、「スポーツが苦手」が17.0%となっています。また、「特に理由はない」が18.7%となっています。
- スポーツを行っていない市民のうち、「これからスポーツ活動を始めたいと思う」が23.0%、「きっかけがあれば始めたいと思う」が41.0%となっています。
- スポーツ庁委託事業「地方自治体におけるスポーツ実施率向上のための基盤構築（令和元年度）（船橋市）」では、小学生以下の子供の運動・スポーツ実施状況は、「定期的に運動・スポーツを実施していない」が79.4%と高い結果となっています。
- スポーツ活動を行っていない人のスポーツ活動を行っていない理由は、年齢や性別で違いがあることから、年齢や性別による対象毎の対応を考える必要があります。
- 市内のスポーツ関係団体と連携し、年齢や障害の有無、経験等に関わらずだれもが参加しやすい、大会やイベントを開催しました。毎年多くの参加がありますが、近年、その参加者は横ばいの傾向があります。初心者向けのスポーツ教室の実施により、スポーツを新たに始めたいと思っている市民に対して機会の提供を行いました。毎年多くの参加がありますが、教室の開催種目に偏りがみられます。



【「スポーツ活動を行っていない人」の回答者属性別の要因】

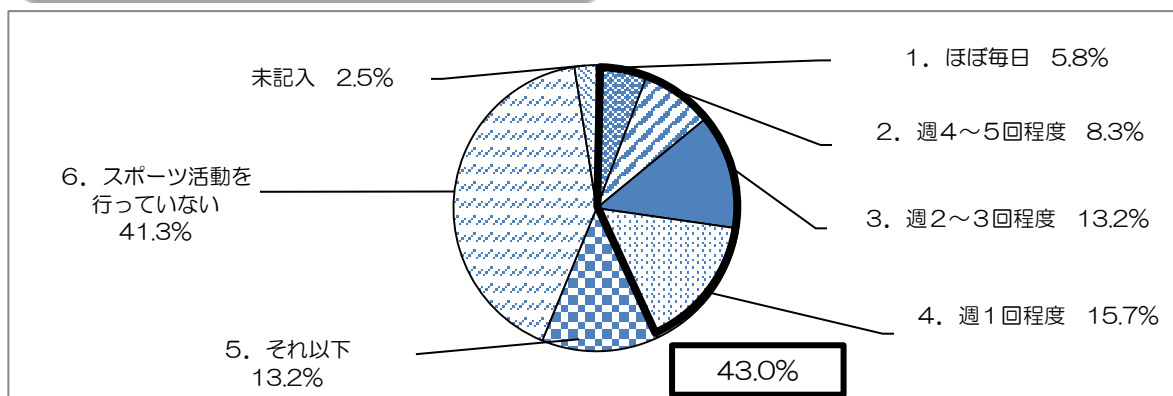
	1. スポーツ活動が苦手・嫌い	2. 運動をする機会がない	3. 忙しくて時間がない	4. スポーツのルールが分からない	5. 施設が近くにない	6. お金がかかるから	7. 怪我等の身体的理由	8. 特に理由はない	9. その他
男性 18-59 歳	0	① 14	② 12	0	2	③ 4	2	3	2
男性 60 歳以上	2	① 10	4	0	3	3	② 6	② 6	3
女性 18-59 歳	12	② 28	① 32	0	9	③ 13	1	9	5
女性 60 歳以上	① 12	7	5	0	5	3	② 11	② 11	7

(回答から集計)

(2) 障害者のスポーツ実施率

- 令和元年（2019年）度に、障害者を対象に「船橋市生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケート」を実施したところ、障害者（成人）の週1回以上のスポーツ実施率は43.0%であり、国の「『障害者スポーツ推進プロジェクト（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）』報告書（令和2年3月）」の障害者（成人）の週1日以上スポーツ・レクリエーション実施率25.3%を大きく上回りました。また、国の第2期スポーツ基本計画における障害者の週1回以上のスポーツ実施率の目標値は40%となっています。
- 平成30年（2018年）度に船橋市パラスポーツ協議会を設立し、パラスポーツ体験会やボッチャ用具の貸し出しを開始しました。市内小中学校を中心に体験会を開催し、特にボッチャは、誰もが体験しやすく好評でした。ボッチャ用具は、市民の利便性を考慮し、地域におけるパラスポーツを推進するため、各基幹公民館に1セットずつ配置し、貸し出しを行いました。東京2020パラリンピックの効果もあり、各事業は大変好評でしたが、東京2020パラリンピック閉会後もパラスポーツが継続されることが必要です。
- 市民マラソン・駅伝大会では障害のある方が参加できるよう配慮を行いました。また、パラリンソフトボール大会、パラ水泳大会等の障害者が参加できる大会の開催を支援することで、障害者が参加できる大会の振興に努めました。また、特別支援学校及び特別支援学級に通学する児童・生徒を対象としたサッカー教室を開催することで、児童の心身の健全な育成や余暇支援を図りました。スポーツを行う機会がない児童や保護者から大変好評をいただきましたが、まだまだ参加者が少ないことが課題です。一方で、スポーツ活動を行っていない市民（障害者）のうち、「これからスポーツ活動を始めたいと思う」及び「きっかけがあれば始めたいと思う」市民（障害者）は40.4%となっています。
- 障害者やパラスポーツへの理解を深めるために、パラスポーツ関係のアスリート等による講演会の開催やスポーツ義足体験授業等を行いました。市民（障害者）のパラスポーツへの関心が「どちらともいえない」、「ない」及び「パラスポーツを知らない」が48.8%、市民のパラスポーツへの関心が「どちらともいえない」、「ない」及び「パラスポーツを知らない」が67.6%となっています。

スポーツ活動の頻度（障害者）



（3） スポーツを行う環境

- スポーツを行う場所は、「歩道」が43.1%、「自宅」が16.2%、「公園」が13.4%となっており、その場所でスポーツを行う理由は、「自宅に近い」が59.7%と最も多いことから、自宅に近い身近な場所でスポーツ活動を行う市民が多いことがわかります。気軽にスポーツができる施設として、市内各地にまちかどスポーツ広場・運動広場ありますが、認知率・認知度が低いことで利用に繋がらないこと、平日の昼間の稼働率が低いことが課題です。市営のスポーツ施設を「利用したことがない」は29.6%、「知らない」は8.0%となっています。

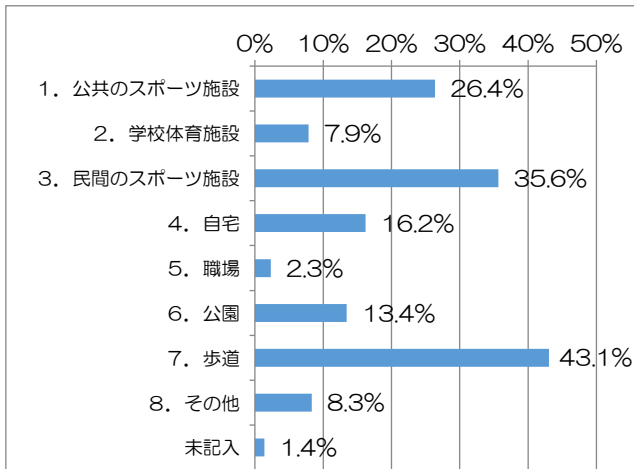
一方、スポーツを行う場所が「民間のスポーツ施設」が35.6%、「公共のスポーツ施設」が26.4%と施設を利用する市民も一定数おり、利用手続きを簡単にしてほしい、教室やイベントを開催してほしいといった多様なニーズに対応するため、システムの導入による利用者の利便性・公平性の向上や運動公園や船橋アリーナ等において、指定管理者制度を導入することによる施設機能の向上に努めてきました。公共のスポーツ施設に望むこととして、「施設を増やしてほしい」が24.4%と多くありますが、騒音や飛球の問題があるため、駅近くや住宅地に施設を設置することが難しいことから、施設を増やすことは容易ではなく、既存の施設をいかに有効活用していくかが課題となっています。

また、スポーツを行う場所が歩道等の公共の場やまちの中にある施設であることから、スポーツを行う市民が増えると同時に、スポーツ活動時におけるマナーやルール違反によるトラブルや、事故の危険が増加することが予想されます。それらを未然に防ぐことが課題です。

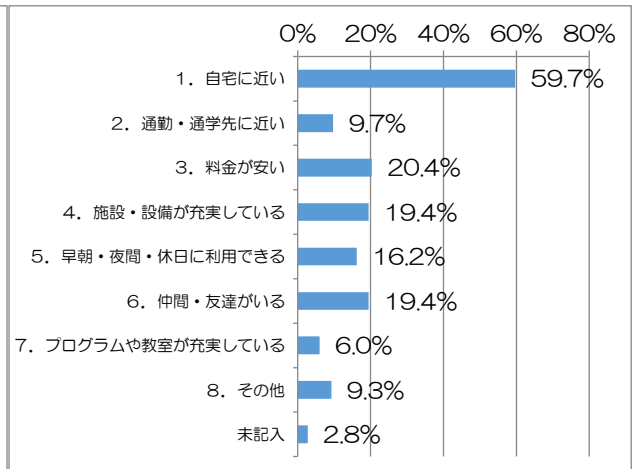
- スポーツ活動に関する情報の入手方法は、「広報ふなばし」が最も多く41.2%となっています。また、「インターネット」が32.2%と高い中、「市ホームページ」は4.0%と非常に低くなっています。

スポーツ活動の推進について市に望むこととして、「スポーツ活動・スポーツ施設に関する情報提供を充実させる」が16.3%、公共のスポーツ施設に望むこととして、「施設に関する情報を提供してほしい」が19.8%となっており、市民が情報を必要としていることが伺えます。市民のニーズに対応した情報発信が課題です。

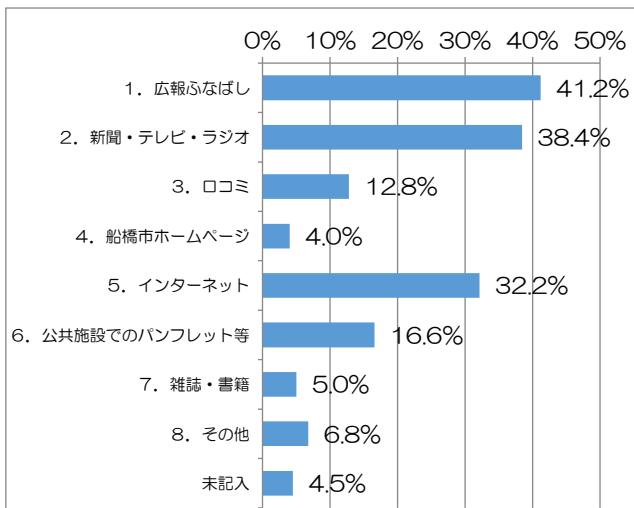
主にスポーツ活動を行う場所



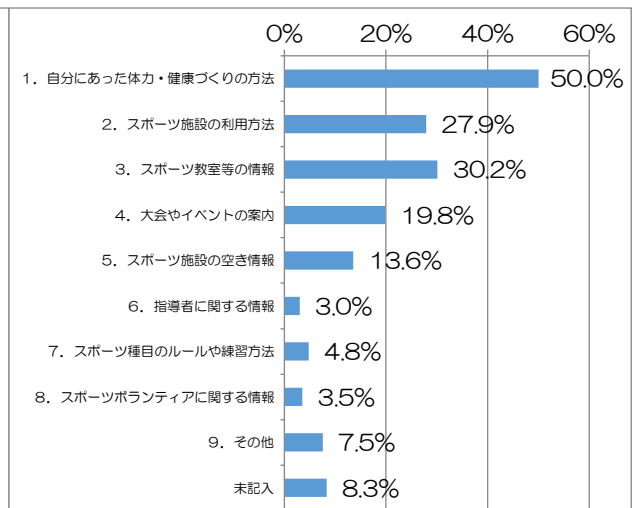
主にその場所で活動する理由



情報の入手方法



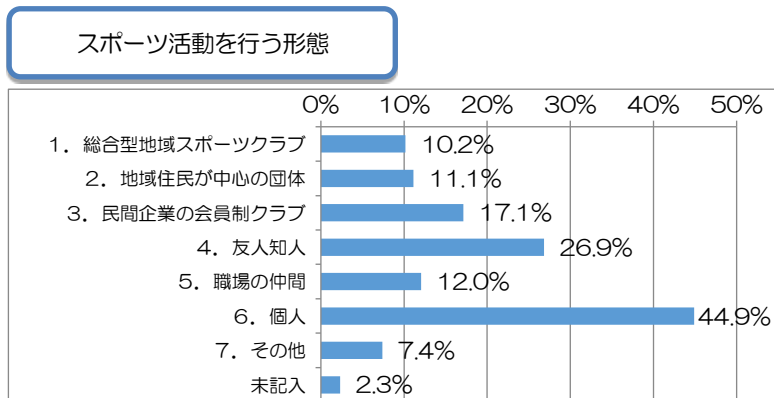
スポーツ活動に関して入手したい情報の内容



(4) スポーツを行う形態組織人材

- スポーツ関係団体で活動する市民は自らスポーツを行うとともに、スポーツイベントを運営するリーダー・指導者となりえる人材であり、スポーツ実施率向上に必要不可欠な人材ですが、会員数は減少傾向にあります。スポーツ関係団体の中で、スポーツ推進委員はスポーツ基本法に規定され、実技指導や行事の企画運営等を行い、地域のスポーツ振興に必要不可欠な人材ですが、高齢化や認知度不足等により委員数が確保されていないことが課題です。
- 船橋市スポーツ推進委員等の地域住民等が主体で行うスポーツイベントは「自宅の近く」で、「気軽に参加できるスポーツイベント」として、市民の需要に対応しています。いずれも地域に定着し、毎年多くの参加がありますが、参加者が横ばいであることが課題です。主催する団体によっては高齢化等の理由により、今後、イベントの開催が困難であることも課題です。

- 総合型地域スポーツクラブは、地域住民が、身近な地域でスポーツに親しむことができるスポーツクラブで、子供から高齢者まで、様々なスポーツを行う人が、経験やレベルを問わず参加できる、地域住民が自主的・主体的に運営するスポーツクラブですが、新しいクラブの開設に至らないことや高齢化等によりクラブの維持が困難となり解散してしまうことから、クラブ数が伸びないことが課題です。



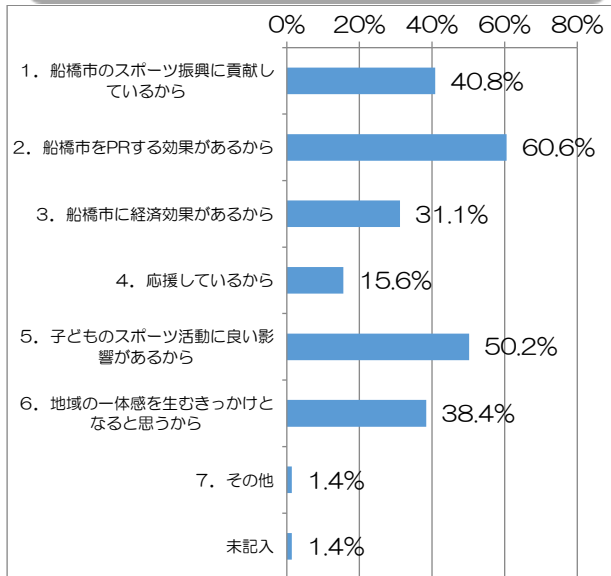
(5) プロスポーツチーム等との連携

- 平成27年（2015年）5月にプロバスケットボールチーム「千葉ジェッツふなばし」、平成28年（2016年）6月にラグビーチーム「クボタスピアーズ」と「船橋市民のスポーツ活動の振興及び青少年の健全育成等を図るため相互連携・支援協力に関する協定」を締結し、各チームと連携した地域交流などに取り組んできました。

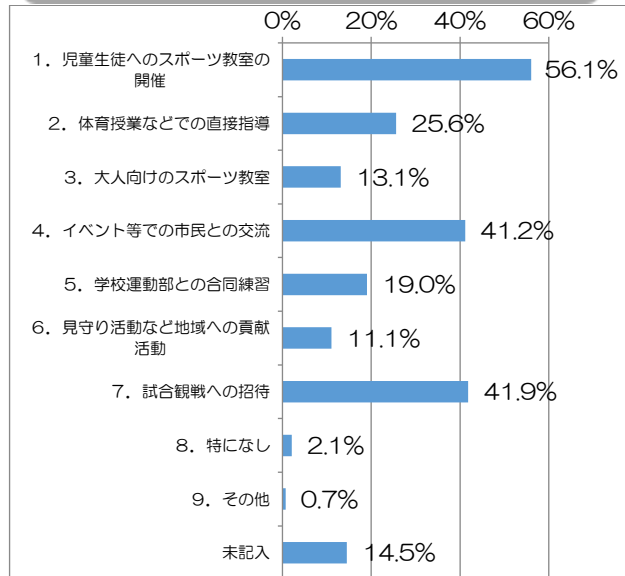
市がプロスポーツチーム等と連携・協力することについての市民の意見は、「推進すべきだと思う」が72.9%となっています。また、推進すべきだと思う理由は、「船橋市をPRする効果があるから」が60.6%、「子供のスポーツ活動に良い影響があるから」が50.2%、「船橋市のスポーツ振興に貢献しているから」が40.8%となっており、スポーツに関することだけではなく、市全体に良い影響があるものとして認識されています。

また、プロスポーツチーム等に取り組んでもらいたいこととして、「児童生徒へのスポーツ教室の開催」が56.1%、「試合観戦への招待」が41.9%、「イベント等での市民との交流」が41.2%となっていることから、プロスポーツチーム等と連携し、市民との様々な交流の場を設けることが必要です。

プロスポーツチーム等との連携を推進すべきと思う理由



プロスポーツチーム等に取り組んでもらいたいこと

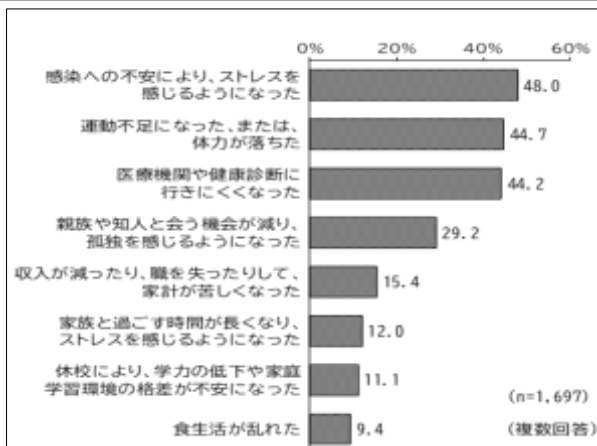


(6) 新型コロナウイルス感染症による影響

- 令和2年(2020年)2月以降は、新型コロナウイルス感染症により、市主催(共催)事業の中止、施設の利用制限が行われているほか、感染防止の観点から人が集まるイベントなどの開催が困難となっています。スポーツ活動下における感染対策や感染リスク等への配慮が必要です。
- 令和2年(2020年)9月に実施した「船橋市市民意識調査」において、コロナ禍以前と比べて生活や心身にどのような変化があったかについて聞いたところ、「運動不足になった、または、体力が落ちた」と答えた市民が44.7%となっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「新しい生活様式」の中で、中長期に渡り感染症対策と向き合いながら、外出自粛による運動不足、体重やストレスの増加などから、身体的及び精神的な健康を脅かす健康二次被害も懸念されています。

コロナ禍以前と比べて生活や心身の変化はどのようにあったか



(出典 令和2年度船橋市市民意識調査報告書)

第3章 計画のめざすべき姿

1. めざすべき姿

現状と課題、スポーツ健康都市宣言や関係する計画等を踏まえ、本市のスポーツ推進における大きな方向性として掲げ、第二次船橋市生涯スポーツ推進計画における基本目標となるものです。

市民一人一人が生活の中で気軽に楽しくスポーツを行うことで健康になり、
多くの仲間と共に、地域の輪の中でいきいきと過ごしている状態

2. 基本施策

課題解決に向けた取り組みを踏まえ、めざすべき姿の実現に向けた施策の方向性を定めるものです。

(1) . 生活の中でスポーツに親しめる機会の充実

年齢・性別・障害の有無・国籍などに関わらず、子供から大人まで市民一人一人が、生活の中で気軽にスポーツに親しめるよう、スポーツに触れたり、参加したりする機会を提供します。

また、スポーツは健康に良く、生活に身近なものであるという意識改革を図ると共に、スポーツ以外の分野と連携した誘引策によって無関心層に働きかけを行います。

(2) . 生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境の整備

既存の施設を最大限に生かし、だれもが使いやすく、身近な場所でスポーツを行える環境を確保するとともに、だれもがスポーツに関する情報を得やすい環境とターゲットが明確で共感できる情報を充実させることで、市民が生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境を整備します。

(3) . 地域住民が行うスポーツイベントの支援と人材の育成

一人一人が誘い合ってみんなでスポーツをしたり、地域のスポーツイベントに参加したりできるように、スポーツを通じた地域住民の健康増進やコミュニティ形成を図るため、スポーツに関わる人材や団体を育成するとともに、地域住民や団体によるスポーツイベントの開催を支援します。

3. 基本姿勢

計画の推進にあたって、基本施策に共通して踏まえるべき事項として設定します。

多様な主体との連携・協働

今後、より多様で複雑化する市民ニーズに対応するためには、行政のみならず企業や大学、団体、個人などの様々な主体がそれぞれの強みを活かしながら連携・協働することが必要です。

事業の実施にあたっては、市民、スポーツ関係団体、プロスポーツチーム、企業、大学等の様々な主体との連携・協働を行います。

4. 数値目標

本計画のめざす成果として、具体的な目標値を設定します。

スポーツ実施率（週1日以上スポーツを行う18歳以上の割合）の向上

【現状値】令和元年(2019年)度

42.2%



【目標値】令和8年(2026年)度

65%

5. 施策の体系図

資料 2でご審議いただきます

第4章 施策の展開

基本施策1 市民のスポーツに対する意識改革と、市民が生活の中でスポーツに親しめる機会の充実

施策1-(1) 広く市民を対象としたスポーツの推進

現状・課題と今後の取り組み

対応する取り組み

取組① 生活に身近なスポーツの提供

取組② スポーツを始めるきっかけづくり

取組③ プロスポーツチームと連携したスポーツの魅力発信

基本施策2 市民が生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境の整備

-
-

基本施策3 地域住民が行うスポーツイベントの支援と人材の育成

-
-

施策の展開の詳細については、今回、資料2 施策の体系図をご審議いただいたのち、作成いたします。

参考資料

令和元年（2019年）度 船橋市生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケート

スポーツ基本法

(平成二十三年六月二十四日)

(法律第七十八号)

第七十七回通常国会

菅(直人)内閣

改正 平成二四年八月二二日法律第六七号

同二六年六月二〇日同第七六号

同二八年五月二〇日同第四七号

同三〇年六月二〇日同第五六号

同三〇年六月二〇日同第五七号

スポーツ基本法をここに公布する。

スポーツ基本法

スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十一号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 スポーツ基本計画等(第九条・第十条)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的條件の整備等(第十一条—第二十条)

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第二十一条—第二十四条)

第三節 競技水準の向上等(第二十五条—第二十九条)

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備(第三十条—第三十二条)

第五章 国の補助等(第三十三条—第三十五条)

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

かん スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に依りて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(平二六法七六・一部改正)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平二四法六七・平二八法四七・一部改正)

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資

質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体カテスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(平三〇法五七・一部改正)

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活

動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本スポーツ協会(昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(平三〇法五六・一部改正)

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(平三〇法五六・一部改正)

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあっては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次

項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

（国の補助）

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの
- 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二三年政令第二三一号で平成二三年八月二四日から施行）

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二四法律六七）抄

（政令への委任）

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二四年八月二二日法律第六七号） 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成二十七年四月一日)

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二六年六月二〇日法律第七六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二〇日法律第五六号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）並びに第二十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二〇日法律第五七号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

船橋市スポーツ推進審議会条例

昭和51年3月31日

条例第24号

改正 平成23年12月20日条例第30号

船橋市スポーツ推進審議会条例

(平23条例30・改称)

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、スポーツの推進に関し、必要な事項を調査審議させるため、スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平23条例30・全改)

(委員)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織し、委員は、学識経験者及び市職員のうちから船橋市教育委員会が委嘱又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を掌理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月20日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の船橋市スポーツ振興審議会条例(以下「旧条例」という。)第2条の規定により委嘱又は任命されているスポーツ振興審議会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において改正後の船橋市スポーツ推進審議会条例(以下「新条例」という。)第2条の規定によりスポーツ推進審議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、施行日における当該者のスポーツ推進審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧条例第4条第1項の規定により定められているスポーツ振興審議会の会長及び副会長である者は、それぞれ施行日において新条例第4条第1項の規定によりスポーツ推進審議会の会長及び副会長として定められたものとみなす。

船橋市パラスポーツ協議会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市生涯スポーツ推進計画に掲げる障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するための施策を、地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議がとりまとめた「地域における障害者スポーツ普及促進について」の取組方策を軸に推進するため、船橋市パラスポーツ協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者スポーツの普及促進に関すること。
- (2) 障害者スポーツ事業の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福祉関係者
- (2) アスリート
- (3) スポーツ関係者
- (4) 学校関係者
- (5) 市職員
- (6) その他教育長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(災害賠償)

第7条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて保証するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、生涯学習部生涯スポーツ課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

船橋市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 スポーツ基本法第10条の規定に基づき、生涯スポーツ推進のための長期的かつ総合的な道筋と、それを実現するための具体的方策を明らかにする観点から、船橋市生涯スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるため、船橋市生涯スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、生涯学習部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

- 2 委員会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第6条 委員長は、必要があると認めるときには、部会を設置することができる。

- 2 部会は、委員会各委員の指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、委員のうちから委員長が指名する。

(事務局)

第7条 事務局は、生涯学習部生涯スポーツ課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が定める。

附則

この要綱は、平成25年6月21日から施行する。

この要綱は、令和元年8月22日から施行する。

船橋市 生涯スポーツ推進計画策定委員（令和元年8月現在） 別表

生涯学習部	1 生涯学習部長
企画財政部	2 政策企画課長
市民生活部	3 自治振興課長
健康・高齢部	4 高齢者福祉課長
保健所	5 地域保健課長
福祉サービス部	6 障害福祉課長
都市整備部	7 公園緑地課長
管理部	8 教育総務課長
学校教育部	9 保健体育課長
生涯学習部	10 社会教育課長
	11 青少年課長
	12 生涯スポーツ課長

第二次船橋市生涯スポーツ推進計画

令和4年3月

編集・発行 船橋市教育委員会生涯学習部生涯スポーツ課

住 所 〒273-8501

船橋市湊町 2-10-25

電 話 047-436-2912

F A X 047-436-2908

E - m a i l supotsu@city.funabashi.lg.jp